

◆放送番組の編集に関する基本計画◆

放送番組の基本計画は、放送法第1条の精神にのっとり、人権を守り、法と社会秩序を遵守し、放送を通じて鴻巣市地域の産業、経済、文化等の発展の向上に貢献することを目的として、以下の要素を尊重して番組の企画、制作、編集にあたるものとする。

- < 1 > 放送番組は、内容の精細化、役割の明確化等により、既存県域放送と異なった番組内容に努める。
- < 2 > コミュニティ放送は、地域情報の伝達こそ目的があるので、地域と密着した番組づくりを基本とする。
- < 3 > 地域からの発信情報は大切であることから、国内のコミュニティ放送局に鴻巣市の情報を発信するほか、海外の放送局と連携を取り、情報交換をする。
- < 4 > 鴻巣市民の生活者の多くは、都心に就業していることから、市内の情報が伝わりにくいので、こうした情報に特に配慮して放送する。
- < 5 > 番組編成のなかで、医療情報と福祉情報を重視する。高齢化社会、福祉社会の到来に備え、これらの情報を市民につたえることにより生活の安寧に寄与する。
- < 6 > 市民活動、コミュニティ活動と連動する番組を企画して、聴取者と活動の共有化を企画する。
- < 7 > 鴻巣市は「人形と花の街」である。鴻巣市を訪れる人々に対して、お祭り、イベント、施設案内、解説などの情報を提供して、観光案内を図る。
- < 8 > 音楽番組は、音質のよいFM放送電波を生かし、市民が喜び楽しめる良質の音楽番組を編成する。
- < 9 > 地震災害等災害報道には、可能な限りの体制を整え放送に臨む。そのために迅速に対応できるよう「非常災害対策綱領」等により、日頃から訓練をする。
- < 10 > 広告放送は、番組の内容とよく調和させることとする。
- < 11 > 放送時間は、24時間放送を前提とする。災害時の対応とともに、聴取者に聴取習慣をつくる目的として放送するものである。